在宅療養高齢者等への訪問介護（看護）提供支援について

1. 目 的

在宅で療養する軽症・無症状の新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が、継続して介護サービスの提供を受けられるよう、サービスを提供する介護サービス事業所を支援します。

2. 内 容

(1) 支援対象

感染者または濃厚接触者となった利用者に対し、介護サービスを提供する訪問系サービス事業所を対象とします。

【対象サービス】

訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(2) 支援内容

①感染防護具及び抗原検査キットの配布

次の感染防護具及び抗原検査キットをセットで配布します。

・防護服（ガウンタイプ）……50 枚
・N95 マスク……50 個
・フェイスガードフレーム……5 台
・フェイスガードシールド……50 枚
・シューズカバー……50 足
・ディスポグローブ（100 枚入り）…… 2 箱
・抗原検査キット　……50 テスト分

②介護サービス継続支援事業費補助金の交付（既存事業の活用）

感染者（濃厚接触者）のケアにあたってかかりましとなる経費を補助します。

【上限額】

訪問介護 320 千円、訪問看護 311 千円、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 508 千円、夜間対応型訪問介護 204 千円、
小規模多機能型居宅介護事業所 475 千円、
看護小規模多機能型居宅介護事業所 638 千円

【対象経費】

割増賃金・手当（危険手当、時間外勤務手当など）、帰宅困難職員の宿泊費、その他消毒費用、衛生用品購入費用等

(3) 支援の流れ

利用者が感染した （または濃厚接触者となった）	本事業は利用者が感染した（または濃厚接触者となった）場合において、当該利用者にサービスを提供する訪問系事業所を対象とします。
▼	
申請書の送付	申請書（様式１）に必要事項を記入し、メールまたは FAX で県長寿社会課介護保険班に送付してください。
▼	
（内容の確認）	県長寿社会課では、申請書の受理後、申請内容を確認します（必要に応じて担当ケアマネージャー等に状況を確認します）。
▼	
（感染防護具及び 抗原検査キットの配布）	申請内容に不備等がなければ、速やかに、感染防護具及び抗原検査キットをセットにして宅配便で発送します。
▼	
サービスの提供	各事業所においては、送付を受けた感染防護具等を活用し、感染予防を図りながらサービスを提供してください。
▼	
介護サービス継続支援事業費 補助金の申請	利用者の療養期間終了後（濃厚接触者の待機期間解除後）、かかり増しとなった経費について、補助金の申請をしてください。
▼	
（補助金の支払い）	県長寿社会課では、補助金の申請内容確認後、補助金をお支払いします。

【介護サービス継続支援事業費補助金について】

補助金の交付申請書は美の国あきたネットに掲載されていますので、ダウンロードして入力のうえ、県長寿社会課介護保険班まで郵送で提出してください。

詳しくは、次のウェブサイトで御確認ください。

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47798

※美の国あきたネットのトップページで、「47798」で検索してください。

※令和４年４月１日付けで、要綱を改正する予定です。年度の切り替わりにおいては、申請様式の変更等に御留意ください。

(4) その他

感染防護具及び抗原検査キットの配布については、概ね50件程度の申請を想定しており、上限に達した場合、配布を終了する予定です。

ただし、介護サービス継続支援事業費補助金の交付は、令和４年度末まで継続いたします。